

# 第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画及びツキノワグマ 特定鳥獣管理計画の変更について

自然保護課

## 1 計画変更の理由

これまで、ツキノワグマの被害防止体制の整備や県民に対する注意喚起、人身被害への対応、狩猟者の育成・確保、出没抑制等の被害防止対策を実施してきたが、今年度は、目撃件数、人身被害者数とも昨年度を上回り、集落周辺等においても出没していることから、被害防止対策を強化するため、第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画及び秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第4次ツキノワグマ）を変更する必要がある。

## 2 計画の主な変更内容

### （1）第12次秋田県鳥獣保護管理事業計画の変更

#### ・有害捕獲権限の市町村への移譲

有害捕獲を迅速に実施し、県民の安全・安心を確保するため、市町村に有害捕獲許可権限を移譲している鳥獣に、ツキノワグマ（人への被害を防止する目的で実施する有害捕獲に係るものに限る。）を追加する。

### （2）秋田県第二種特定鳥獣管理計画（第4次ツキノワグマ）の変更

#### ①ツキノワグマ推定生息区域の拡大

市街地等周辺での目撃情報が急増したこと等に伴い、ツキノワグマの推定生息区域に里山の一部を含めることとし、現在の658メッシュ（592千ha、全領域の47%）から939メッシュ（845千ha、全領域の67%）に拡大する。

#### ②ツキノワグマのゾーニング管理の追加

ツキノワグマの出没が多い地域において、ツキノワグマの生息域と県民の生活圏を、奥山ゾーン（森林地帯）、市街地周辺ゾーン（里山林・中山間地・農地）、市街地ゾーン（市街地・集落）に区分し、ゾーン毎に地域で役割分担しながら管理する仕組みを追加する。

導入にあたって管理の基本となる指針を示すほか、市町村のゾーニング管理実施計画策定への助言、被害対策を行う集落への専門家の派遣などの支援を実施する。